

技術者資格確認書

◎入札参加資格審査申請時における技術職員数について

入札参加資格審査申請時における技術職員数の考え方が、下記表のとおり経営事項審査のものとは異なります。そこで、次のいずれかに該当する場合は、この書類に必要事項を記入し、所定の書類を添付して入札参加資格審査申請時に提出することで、在籍しているものとします。

※経審総合評定値通知書の技術職員数が「0」となっている場合は、必ず提出して下さい。

i) 入札参加資格審査申請日以前3か月以上常時雇用している技術職員がいるにもかかわらず、雇用期間が審査基準日以前6か月を超えていないため、経営事項審査の技術職員名簿（奈良県知事許可業者にあっては建設業指導室の受付印があるもの。以下同じ。）に記載されていない場合（下記表の1関係）

ii) 審査基準日において直接的・恒常的雇用関係のある技術職員が資格を保有しているにもかかわらず、経審では2業種までの申請となるためその資格が経審の技術職員名簿に記載されていない場合（下記表の2関係）

例）審査基準日時点において1級土木施工管理技士と2級建築士の資格を持っている者（6か月を超える雇用者）を経審において「土木」と「ほ装」の技術者として申請していた場合、その技術者は、経審総合評定値通知書において「建築」の技術者数としてカウントされていない。→この様式と2級建築士の資格が確認できる書類を提出すれば、格付け基準においては「建築」の技術者としてもカウントする（入札参加資格審査申請時点では在籍している場合に限る。）。

□経営事項審査との相違点

	経営事項審査	入札参加資格審査
1	審査基準日以前6か月を超える恒常的雇用関係のある者のみ	入札参加資格申請日以前3か月以上の常時雇用のある者
2	技術者毎に申請可能な業種が2業種まで	技術者毎の申請業種数の制限なし

☆添付書類（上記 ii の場合は、次の書類のうち「当該資格保有が確認できる書類」のみ提出して下さい。）

○下記1~4にそれぞれ該当する書類①及び②

1. 社会保険・雇用保険加入者

①（社会保険）標準報酬決定通知書（写し）②（雇用保険）事業所別被保険者台帳照会（写し）

2. 社会保険加入者（雇用保険適用除外）

①（社会保険）標準報酬決定通知書（写し）②（社会保険）健康保険被保険者証（写し）

3. 雇用保険加入者（社会保険適用除外）

①国民健康保険保険証（写し）②（雇用保険）事業所別被保険者台帳照会（写し）

4. 社会保険、雇用保険適用除外者

①国民健康保険保険証（写し）又は後期高齢者医療被保険者証（写し）

②入札参加資格申請日から3ヶ月以上の勤務状況確認書類（給与台帳、出勤簿等）（写し）

（個人事業主及び同居の親族並びに法人の役員の場合は不要）

○当該資格保有が確認できる書類（監理技術者資格者証の写し、合格証明書等の写し又は実務経験証明書）

業種	実際の技術職員数 A-B+C+D	経営事項審査結果通知書の人数 A	経営事項審査結果通知書から減員となった人数 ※1 B	①名簿記載されていない者の人数 C	②2業種超える者的人数 D	増減対象者の氏名 ※2
						※1
（例）建築	3	2	1	1	1	「C:△△△△」 「D:○○○○」

※1 退職した日から2ヶ月以内に新たに雇用した技術職員を除きます。

※2 人数が多い場合は別紙（様式任意）に記載して下さい。